

・都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域（第11条第1項各号に掲げるもの）

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

道路、都市高速鉄道、駐車場が定められています

二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

公園、緑地、墓園が定められています

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設が定められています

四 河川、運河その他の水路

現在、定められていません

五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

現在、定められていません

六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設

病院が定められています

七 市場、と畜場又は火葬場

と畜場、火葬場が定められています

八 一団地の住宅施設（一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）

現在、定められていません

九 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）

現在、定められていません

十 一団地の都市安全確保拠点施設(溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合における居住者等(居住者、来訪者又は滞在者をいう。以下同じ。)の安全を確保するための拠点となる一団地の特定公益的施設(避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供その他の当該災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能を有する集会施設、購買施設、医療施設その他の施設をいう。[第四項第一号](#)において同じ。)及び公共施設をいう。)

現在、定められていません

十一 流通業務団地

現在、定められていません

十二 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

現在、定められていません

十三 一団地の復興再生拠点市街地形成施設

現在、定められていません

十四 一団地の復興拠点市街地形成施設

現在、定められていません

十五 その他政令で定める施設

現在、定められていません

*各施設の区域の内外については、都市計画図若しくは都市計画課にて確認してください